

平成24年（ワ）第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証拠調に関する意見書

2024年（令和6年）3月1日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告は現在、概要以下の証拠申出をする予定である。

7月16日

今まで準備書面に基づいて弁論を行った原告の中から5名程度を選び、避難計画の実施困難性の各論部分について各原告の事情について伺う。

9月17日

福島第一原子力発電所の過酷事故発生時に福島県内に居住していた下記3名の証人及び原告について事故前の生活の状況、事故後の避難の状況、その後の生活の状況を伺う。

証人 三瓶春江氏（同事故発生時に福島県浪江町津島に在住）

証人 國分富夫氏（同事故発生時に福島県南相馬市小高に在住）

原告 福島敦子氏（同事故発生時に福島県南相馬市に在住）

10月29日

原告赤松純平氏に、これまで同氏が作成し、証拠として提出した意見書に基づいて、大飯原発敷地の地域特性、地盤特性、また同原発の地盤特性についての原子力規制委員会の審査の過誤（審査すべき事項を審査しなかったこと）等について伺う。

11月26日

証人 石橋克彦氏（神戸大学名誉教授・地震学）に、証人が柏崎刈羽、福島第一原発事故前にこれらの事故の発生の可能性を予測していたこと、地震の規模を事前に正確に予測することは困難であること（地震学の三重苦）、F0-A、F0-B、熊川や上林川断層など、大飯原発周辺の個別の活断層について十分に評価されているとは言えないこと、大飯原発周辺の個別の活断層も想定外の連動を引き起こしたり、既知の活断層の延長線上や未知の海底断層、陸上の空白域が動く可能性もあること、本震後の余震で原発が事故を起こす可能性、大飯原発についてプレート間地震、海洋プレート内地震について検討用地震を選定していないことの問題、地盤の隆起の可能性地震の予測困難性な

どと伺う予定である。

1 2月24日

証人池内了氏（名古屋大学名誉教授・物理学）に、新潟県の福島原発事故に関わる検証総括委員会の委員長を務めていた経験も踏まえて、科学の限界と原発の安全性欠如、被告関西電力の問題点や技術者としての不適格性、専門機関としての原子力木瀬委員会の不適格性、危険性などについて伺う予定である。

以上